ニ　北緯57度44・3分東経6度41・48分の地点
ホ　北緯57度44・43分東経6度35・2分の地点
ヘ　北緯57度46・62分東経6度30・43分の地点

3　イからホまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とホに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面
イ　北緯57度44・78分東経7度42・1分の地点
ロ　北緯57度44・55分東経7度50・77分の地点
ハ　北緯57度44・87分東経7度59・92分の地点
ニ　北緯57度42・55分東経7度51・72分の地点
ホ　北緯57度42・8分東経7度41・87分の地点

4　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面
イ　北緯58度0・02分東経8度45・15分の地点
ロ　北緯58度1・35分東経8度49・88分の地点
ハ　北緯58度3・47分東経8度53・38分の地点
ニ　北緯58度2・17分東経8度56・22分の地点
ホ　北緯57度59・75分東経8度52・25分の地点
ヘ　北緯57度58・25分東経8度46・92分の地点

5　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面
イ　北緯58度27・57分東経9度33・42分の地点
ロ　北緯58度31・33分東経9度39・67分の地点
ハ　北緯58度30・03分東経9度42・53分の地点
ニ　北緯58度26・27分東経9度36・28分の地点

ヲ　北緯57度41・32分東経6度41・25分の地点
ワ　北緯57度41・48分東経6度33・03分の地点
カ　北緯57度44・33分東経6度26・8分の地点
ヨ　左欄のヘに掲げる地点
タ　左欄のイに掲げる地点

ヘからカまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びヘに掲げる地点とカに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。）
ヘ　北緯57度47・75分東経7度42・55分の地点
ト　北緯57度47・58分東経7度49・68分の地点
チ　北緯57度49・4分東経7度56・0分の地点
リ　左欄のハに掲げる地点
ヌ　北緯57度39・92分東経8度0・25分の地点
ル　北緯57度39・58分東経7度52・97分の地点
ヲ　北緯57度39・85分東経7度41・72分の地点
ワ　左欄のホに掲げる地点
カ　左欄のイに掲げる地点

トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。）
ト　北緯58度2・67分東経8度42・5分の地点
チ　北緯58度3・73分東経8度46・32分の地点
リ　北緯58度5・45分東経8度49・13分の地点
ヌ　左欄のハに掲げる地点
ル　左欄のニに掲げる地点
ヲ　北緯58度0・18分東経9度0・47分の地点
ワ　北緯57度57・37分東経8度55・82分の地点
カ　北緯57度55・6分東経8度49・55分の地点
ヨ　左欄のヘに掲げる地点
タ　左欄のイに掲げる地点

ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。）
ホ　北緯58度29・53分東経9度29・08分の地点
ヘ　北緯58度33・3分東経9度35・33分の地点
ト　左欄のロに掲げる地点
チ　左欄のハに掲げる地点
リ　北緯58度28・07分東経9度46・85分の地点
ヌ　北緯58度24・3分東経9度40・6分の地点
ル　左欄のニに掲げる地点
ヲ　左欄のイに掲げる地点

# 国会事項

## 衆議院

**条約送付通知書受領**

五月二十七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

**法律公布奏上通知書受領**

五月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民法等の一部を改正する法律

**議案提出**

五月二十七日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）

農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛外六名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

**議案受領**

五月二十七日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

**議案通知書受領**

五月二十七日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査）

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

民法等の一部を改正する法律案

**質問書提出**

五月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問主意書（木村太郎提出）

地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問主意書（橘慶一郎提出）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等のメッセージに関する質問主意書（高市早苗提出）

一票の格差に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博提出）

**答弁書受領**

五月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出被災地の暮らし再建に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出平成二十三年五月十六日の衆議院予算委員会質疑に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）に係る政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出普天間飛行場の嘉手納基地統合等「県内移設」案に関する質問に対する答弁書

**報告書及び文書受領**

五月二十七日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十二年度食育推進施策」に関する報告

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十二年度水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十三年度水産施策」についての文書